平成19年7月吉日

市(区)町村長殿
一部事務組合代表者殿

廃PETボトル再商品化協議会

「使用済みPETボトルの指定法人への円滑な引き渡し」のお願い

拝啓
時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

市(区)町村並びに一部事務組合の皆様におかれましては、容器包装リサイクルシステムの基礎となる「分別収集計画」策定でご多忙の中とは存じますが、当協議会からのお願いをさせて頂きます。

平成19年度の市町村様の分別収集計画量は、300千トンでその内指定法人ルートへの引渡し予定量は、約141千トンでした。指定法人に登録された我々再商品化事業者の再商品化可能量(処理能力)は約400千トンであることから、過当競争が激化し、平成19年度の入札において、使用済みPETボトルの落札量がゼロ又は殆んど確保出来ない登録事業者が61社のうち半数以上にも及んでしまいました。その結果、破綻する再商品化事業者や事業を撤退する再商品化事業者も出はじめております。

私ども使用済みPETボトルを国内で再商品化する事業者が容器包装廃棄物を充分に確保できない状況にあり、容器包装リサイクル制度を円滑に運営することが困難になって参りました。こうした事態を防止する為、昨年施行された改正容リ法の基本方針では、市町村様が策定した「分別収集計画」に従って容器包装廃棄物を分別収集するときは、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人である日本容器包装リサイクル協会に「円滑に引き渡す」ことが必要、とされましたことはご承知の通りです。そうすることにより再商品化の実施内容、再商品化製品の納品先、残さの処分等を見届けるトレーサビリティーが確保され、安全・安心に繋がることになると確信しております。

また使用済みPETボトルの国内向け再商品化製品に供する再生原料の供給不足から再生原料の相場を高騰させ、再生原料を利用しているメーカー等の再生原料離れを現在招いており、再商品化製品利用事業者の需要縮小に繋がりつつあります。このことはこれまで築き上げてきたわが国の PET ボトルのリサイクルシステムを崩壊に導くこととなり、取り返しのつかない事態となってしまいます。

その大きな要因となっている輸出先の国は今や世界最大の PET 樹脂生産国になろうとしております。将来使用済み PET ボトル輸出の道が閉ざされることは十分考えられることから毎日排出される使用済みPETボトルが「ゴミ」化することを強く懸念しているところです。

市町村様並びに一部事務組合様におかれましては、持続性のある容リ法システムの崩壊を回避するために、是非とも平成 20 年度以降の分別収集計画の策定に当たり、指定法人への引き渡しを切にお願いする次第でございます。

敬具